

競技者等行動規範

(目的)

第1条 この規範は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）に登録している競技者及びスタッフ（以下「競技者等」という。）が遵守すべき基本的な行動規範であり、本連盟に対する社会的信頼を維持・確保するとともに、スキー及びスノーボードの競技力の向上と普及・発展に寄与することを目的として定めるものである。

(行動規範)

第2条 競技者等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 法令及び諸規則等の遵守

法令、諸規則、社会ルール（以下「法令等」という。）及び本連盟の規程を遵守し、常に良識を持って誠実に行動すること。第三者に対し、法令等に違反する行為を指示又は強要しないこと。

(2) 差別の排除

社会生活及び競技活動において、人種、性別、信条、思想、宗教、身体上のハンディキャップ又は学歴等を理由とした差別を行わず、人権を尊重し、平等に対応すること。

(3) ハラスメントの禁止

それぞれの立場を利用したハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントを含むが、これらに限らない。）を行わないこと。

(4) 社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献すること。

(5) ドーピング行為の禁止

アンチ・ドーピングの理念と必要性を十分理解し、世界アンチ・ドーピング規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用しないこと、または使用させることのないようにすること。健康上の理由によりやむを得ず薬物等を服用する場合には、必ず事前に医師に相談しドーピングに当たらないことを確認した上で服用すること。

(6) 違法薬物の使用禁止

違法薬物（覚せい剤、大麻、コカイン、ヘロインその他日本の法令に基づいた違法な薬物をいう。）を日本国内及び国外で一切使用しないこと。

(7) 喫煙及び飲酒の禁止

未成年者は、喫煙及び飲酒を一切行わないこと。

(8) 礼儀礼節の保持及びマナーの遵守

社会ルール、モラル、マナー、エチケットをわきまえて行動すること。

(9) 名誉毀損行為等の禁止

本連盟又は本連盟の役職員、競技者等の名誉を害し、又は信用を傷つけるような行為をしないこと。

(10) 秩序維持

本連盟の正常な運営を妨げたり、秩序や風紀を著しく乱すような行為をしないこと。

(11) 反社会的勢力の排除

反社会的勢力とは、一切の関係を持たないこと。

(報告義務)

第3条 競技者等は、自らこの規範に違反したとき又は他の競技者等がこの規範に違反していることを知ったときは、直ちに、本連盟に報告するものとする。

(違反者の処分)

第4条 本連盟は、この規範に違反した者に対して、懲戒処分規程等に基づき、理事会の決議を経て公正かつ適正に処分する。

(改 廃)

第5条 この規範の改廃は、理事会の決議による。

平成29年8月28日 改正